**知っていますか**解体・改修工事**において　*罰則あり***

**法改正のこと　　　　　事前調査の届け出が**義務化

内装・リフォーム工事、解体工事をされる方必須

大気汚染防止法・石綿障害予防規則の改正により、解体工事・改修工事における

建築物の石綿含有の事前調査結果の「届け出と発注者への報告」が義務化されました

２０２２年４月から

石綿含有物の事前結果の届け出が義務化

1. 延べ床面積が80㎡以上の建築物解体工事
2. 請負金額が１００万円以上の建築物の改修工事
3. 請負金額が１００万円以上の特定の工作物の解体または改修工事

**２０２３年１０月から**

「石綿含有建材調査者」による事前調査の義務化

石綿含有建材調査者・・・・・・・2023年１０月より有資格者による調査が義務化

石綿作業主任者　・・・・・・・・・・石綿が使用されている建築物の工事では従事者の中から

　　　　　　　　　　　　　　　作業主任者の専任が必要

石綿特別教育・・・・・・・・・・・・・石綿が使用されている建築物の工事に従事する人は

　　　　　　　　　　　　　　　全員必要（現行どおり）